

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 山崎クリニック
- ①  財團  社団 ( 出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県東近江市山路町 2907
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成元年 10 月 26 日
- (4) 設立登記年月日 平成元年 11 月 1 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 山崎クリニ ック	2510501139	滋賀県東近江市山路町 2907	該当なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、  
その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれ  
ぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載する  
こと。

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 9 月 21 日 令和 4 年度決算の決定  
令和 6 年 7 月 28 日 令和 6 年度の事業計画及び收支予算の決定  
〃 令和 6 年度の借入金額の最高限度額の決定

## 様式2

法人名 医療法人社団山崎クリニック  
所在地 滋賀県東近江市山路町2907

※医療法人整理番号 0 0 0 4 3

財 产 目 錄  
(令和6年7月31日現在)

1. 資 产 領	274,400 千円
2. 負 債 領	21,417 千円
3. 純 資 产 領	252,983 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	149,936
B 固定資産	124,464
C 資産合計 (A+B)	274,400
D 負債合計	21,417
E 純資産 (C-D)	252,983

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 山崎クリニック  
 所在地 滋賀県東近江市山路町2907

※医療法人整理番号 0 0 0 4 3

貸 借 対 照 表  
 (令和6年7月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	149,936	I 流動負債	21,417
II 固定資産	124,464	II 固定負債	
1 有形固定資産	71,632	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	0	負債合計	21,417
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	52,832		
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 利益剰余金	242,983
		(うち代替基金)	
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	252,983
資産合計	274,400	負債・純資産合計	274,400

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式4-2

法人名 医療法人社団 山崎クリニック  
所在地 滋賀県東近江市山路町2907

※医療法人整理番号 0 0 0 4 3

損 益 計 算 書  
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	249,204
2 事 業 費 用	261,832
本來業務事業損失	12,628
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 損 失	12,628
II 事 業 外 収 益	2,733
III 事 業 外 費 用	0
經 常 損 失	9,895
IV 特 別 利 益	321
V 特 別 損 失	0
稅 引 前 当 期 純 損 失	9,574
法 人 稅 等	72
當 期 純 損 失	9,646

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 様式5

# 監事監査報告書

医療法人社団 山崎クリニック

理事長 山崎 吉範 殿

私は、医療法人社団 山崎クリニックの令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年9月27日  
医療法人社団 山崎クリニック  
監事 中田 明良